

警察庁「警察行政手続サイト」を利用する場合の注意事項

1 利用対象

自動車運転代行業に係る申請書記載事項の変更の届出

2 届出書・添付書類のデータ化

届出に必要な書類はスキャナー等でデータ化して「PDF形式」で送信してください。

書類のファイル名は

- 変更届出書・・・「**変更届**」
- 保険証書等の写し・・・「**保険証書**」
- 住民票の写し等・・・「**住民票**」
- 法人の登記事項証明書・・・「**登記事項証明**」 など

として送信してください。

スキャナー等がない場合は、警察署の窓口での届出、又は添付書類のみ届出先警察署交通係へ郵送することになります。

3 届出書類のデータ量の制限

送信できるデータ量は「**3.5メガバイト**」までです。

データ量が3.5メガバイトを超える場合は

- 従来どおり警察署の窓口で届出する
又は
- データ超過する添付資料を申請先警察署交通係へ郵送する

ことになりますので、よろしくをお願いします。

4 届出書類等の訂正

書類の訂正等は届出先警察署から届出者へ連絡します。

届出先警察署への来訪またはメールにより訂正していただきますのでよろしくをお願いします。

※ 警察行政手続サイトは届出を中継するもののため、届出受理後は届出先警察署において対応します。

5 認定証の書換が必要な変更

認定証の書換が必要な変更については、手数料（2,100円）が必要になります。

福島県の収入証紙により納付することとなるので、届出先警察署の窓口で納入してください。

